

鳥取県告示第53号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が
退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成24年 1 月31日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事 中 川 竹 治 八頭郡八頭町隼郡家304

平成24年 1 月16日退任